

厚生労働省ホームページ案内



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare
兵庫県下各労働基準監督署

【パソコンはこちから】トップページを表示、スクロールして、「どんな情報を求めですか」の、「個人・事業主の支援情報」⇒「仕事に関する支援」をクリック

「テーマ別にさがす」、「政策分野別にさがす」、「雇用・労働」の ▶労働基準 をクリック

スクロールして、「施策情報」にある、

▶ 安全・衛生 をクリック

<クリック後、「安全・衛生」のページをお気に入り登録されることをおすすめします>



安全衛生関係の資料、教材については、
労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう
の【リーフレット】2種類

下にスクロールして、「施策紹介」のうち、
安全衛生に関する総合情報、安全衛生統計
▶ 安全衛生に関する総合情報
(職場のあんぜんサイト)

▶ 安全衛生関係リーフレット等一覧

分野別情報 の各ページ
から入っていただき、掲載されているリーフレット、資料、教材を活用してください。

特に、「職場のあんぜんサイト」に掲載されている、

- ・リスクアセスメント実施支援システム
(※製造業、サービス業、運輸業及び建設業向けです:
上部中央の「各種教材・ツール」のボックスから入れます)
- ・化学物質のリスクアセスメント実施支援
(上部右の「化学物質」のボックスから入れます)
- ・各種教材・ツールの各言語のもの
(グレーの囲みの中に14か国語で表示しています)
- ・安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
(※第三次産業向けです)
- ・交通労働災害の現状と防止対策

また、安全衛生関係リーフレット等一覧に掲載されている、

- ・エイジフレンドリーガイドライン概要パンフレット(8ページ版)
- ・陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま「荷役作業の安全確保が急務です！」(※陸上貨物運送事業者向けのリーフレットもあります)
- ・「はしごを使う前に/脚立を使う前に」
- ・「新たな化学物質規制が導入されます」
については、ぜひご覧いただき貴事業場の安全衛生活動に活用してください。

【スマホはこちから】

安全衛生関係の申請・届出・報告様式については、
施策紹介 のうち
申請など手続き
▶ 労働安全衛生法関係主要様式
から入っていただき、必要な様式をダウンロードしてください。

労働基準監督署で機械で読み取る様式の印刷については、掲載されている注意事項をよくお読みいただき実行していただきますようお願いします。

コピーは使用不可ですので、その都度縮小範囲にご留意の上印刷して使用してください。

- ・労働者死傷病報告(休業4日以上)
- ・各種健康診断結果報告書
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- ・総括安全衛生管理者・安全管理
者・衛生管理者・産業医選任報告など

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る支援サービスにリンクしている様式は、パソコンで報告書が作成できます。

なお、作成した報告書を印刷して労働基準監督署へ届け出る必要があります。

過重労働による健康障害防止・メンタルヘルス対策については、
働く人のメンタルヘルス・ポータル
サイト「こころの耳」の
パンフレット・リーフレットコーナーへ

おことわり
ホームページの仕様・内容は予告なく変更される場合があります

(R5.10)

労働安全衛生法に定める 時間外・休日労働時間数の算定について くいわゆる残業時間や休出時間とは異なります！！>

1月の総労働時間数

=労働時間数(所定労働時間数) + 延長時間数(時間外労働時間数) + 休日労働時間数

1月の時間外・休日労働時間数

=1月の総労働時間数 - (計算期間1月間の総暦日数/7) × 40

1月の総労働時間数は、実際に労働した時間の足し算なのでわかりやすい。

しかし、

1月の総労働時間から引き算する、
「(計算期間1月間の総暦日数/7) × 40」って？

たとえば、計算期間1月間の総暦日数が31日の場合、

$$31 \div 7 \times 40 = 177.14\text{時間}$$

となります。

これが計算の回答です。覚えてください！！

- 総暦日数31日: 177.14時間
- 総暦日数30日: 171.42時間
- 総暦日数29日: 165.71時間
- 総暦日数28日: 160.00時間

<注意点>

○ 「(計算期間1月間の総暦日数/7) × 40」は引き算の「引く数」となりますので、切り上げは絶対にしない。(労働者にとって不利となるため)

たとえば、総暦日数31日の場合、総労働時間数258時間だったら、177.14時間を引かずに178時間を引いたら、時間外・休日労働時間数が月80時間となり、月80時間を超えないこととなってしまいます。(本来は、80.86時間となり、月80時間を超えている。)

○ たとえば 計算期間が前月21日から当月20日までの場合で、4月21日から5月20日までを考えた場合、「5月分」と扱っているとしても、総暦日数は30日であり、過って「177.14時間」を引かずに、「171.42時間」を引いてください。

たとえば、Aさんの総労働時間数が255時間だった場合、255時間から171.42時間を引くと83.58時間となり時間外・休日労働時間数が月80時間を超えているが、177.14時間を引いたら77.86時間となってしまい、月80時間を超えていないという誤った扱いとなり、正しい時間外・休日労働時間数の把握ができなくなります。

1月の時間外・休日労働時間数の算定ができたら、

- 80時間を超える労働者本人に対し、当該超えた時間に関する情報を通知
産業医へ、労働者氏名、超えた時間の情報を提供、産業医から面接指導の申出勧奨
- 申出のあった労働者に対し、医師の面接指導を実施(記録作成、5年保存)
- 面接指導結果について医師からの意見聴取、事後措置の実施
の順に、過重労働による健康障害防止対策を行ってください。
本記載について詳しくは、「過重労働による健康障害を防ぐために」をご覧ください。 ↗

